税務訴訟資料 徴収関係判決 平成31年(令和元年)判決分(順号2019-27)

東京高等裁判所 令和●●年(○○)第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求控訴事件 国側当事者・国

令和元年10月17日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成31年4月16日判決、本資料・ 徴収関係判決平成31年(令和元年)判決分(順号2019-11))

判決

控訴人株式会社Y

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 早崎 卓也

被控訴人

 同代表者法務大臣
 河井 克行

 被控訴人指定代理人
 世良 正治

 同
 大岡 仁

 同
 菊地 翔太

 同
 小林 全

 同
 松谷 正太郎

 同
 坂村 有香子

 同
 大久保 剛

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

- 第1 控訴の趣旨
  - 1 原判決を取り消す。
  - 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 第2 事案の概要

事案の概要は、原判決 2 頁 1 1 行目の末尾に改行して「原審が被控訴人の請求を認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。」を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2事案の概要」 1 から 4 まで(原判決 2 頁 1 行目から 8 頁 1 0 行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるものと判断する。

その理由は、2のとおり加除訂正し、3のとおり当審における新たな主張等に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1から3まで(原判決8頁12行目から11頁23行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2 原判決11頁9行目の「本件各債権譲渡行った」を「本件各債権譲渡を行った」に改める。
- 3 当審における新たな主張等に対する判断

控訴人は、本件各債権譲渡通知書(甲8、9)の第2段落(前段)において、Bが控訴人に 債権を譲渡する意思及び譲渡する債権の範囲を記載し、続く「(譲渡した債権)」から始まる後 段において、譲渡する債権の種類及び譲受人を記載する構造となっていることからすれば、譲 渡債権の範囲に疑義が生じた場合には前段の記載を重視すべきであると主張した上で、前段の 「発生する」との文言の文理解釈等から、譲渡債権は平成27年3月20日から3年間にわた って行う診療給付によって法律上新たに生じる診療報酬債権であると主張する。

しかしながら、上記の前段において第三債務者に対して有する「後記債権」を譲渡した旨が記載され、後段において「(譲渡した債権)」との表題を付してその後記債権の債権者、債務者、発生原因並びに範囲に係る始期及び終期が記載されているという本件各債権譲渡通知書の記載内容及び体裁からすれば、本件各債権譲渡で譲渡した債権については、上記の後段の記載をもって特定をしていると解すべきである。そして、本件各債権譲渡で譲渡した債権の範囲については、先に引用した原判決10頁12行目から23行目までに判示したとおり、平成27年4月に支払われる分から平成30年3月に支払われる分までと理解するのが自然であり、また、前段の記載は、平成27年3月20日から3年間にBが取得する債権と解釈することができるから、控訴人の上記主張を採用することはできない。

4 以上によれば、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので 棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 野原 利幸

裁判官 一場 康宏